

第1回

農山漁村における企業による

インパクト創出促進・証明書制度創設検討会

農林水産省農村振興局

農山漁村における企業によるインパクト創出促進・証明書制度創設検討会
(第 1 回)

日 時：令和 7 年 8 月 29 日（金） 16：00～ 18：00

場 所：オンライン（Teams）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1）本検討会の目的・検討事項説明
- （2）有識者へのヒアリング
- （3）評価基準・インセンティブに関するディスカッション
- （4）取組証明書制度について

3. 閉 会

【配布資料】

資料 1 農林水産省説明資料（本検討会の目的・検討事項説明）

資料 2 事務局説明資料①（有識者へのヒアリング）

資料 3 事務局説明資料②（評価基準・インセンティブに関するディスカッション）

資料 4 事務局説明資料③（取組証明書制度について）

午後4時00分 開会

○事務局 種田

進行を務めさせていただきます、株式会社リディラバの事務局の種田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のコンテンツはこのようになっております。まず開会の挨拶で検討会の目的、検討事項の説明を農林水産省様からいただきます。その後参加委員の皆様を御紹介いたします。その後で有識者の皆様へのヒアリング結果と考察に関して共有させていただき、その後評価基準インセンティブに関するディスカッションを4時半頃から予定しております。その後5時半頃から取組証明書制度に関する御説明で、最後に今後のスケジュールと閉会挨拶といった内容を予定しております。

それでは、初めに開会の御挨拶を農林水産省農村振興局農村政策部長の河村様からいただきたいと思います。それでは、河村様よろしくお願いいたします。

○河村農村政策部長

農林水産省農村振興局の河村でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。本日は委員の皆様、そして御参加の皆様、御多忙の中、御参加いただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

御承知のとおり、農山漁村は食料の供給基地という役割もございますし、また多面的機能という、いろんな意味で国土の発展のために寄与できるような部分というのは結構たくさんあるわけがございます。そういった意味で食料安全保障の確保、国土の維持の観点から極めて重要な地域だろうというように我々思っておりますが、御承知のとおり、農山漁村は非常に人口が減ったりとか、高齢化が進んだりして厳しい状況でございます。

これまでも企業の皆様方に農山漁村の関係人口の創出に向けて、いろんな形で関わっていただいております。課題解決に御貢献いただき、結果として企業の本業の方にも御貢献されているような動きというのも出てきているということでございまして、そういう流れをどんどん広げていきたいと思っております。

本年2月に「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームというものを立ち上げさせていただきました。企業の皆様と地域の皆様をつなぐ役割というものを果たす組織を作ったわけがございます。おかげさまで8月1日現在、約480の団体・企業の方々、そして約70の地方公共団体の方々、合計で約550の方々に御参加いただいているということで大変ありがたいと思っております。

これに加えて、本年の1月から3月まで5回にわたりまして、農山漁村における社会的インパクトに関する検討会を開催させていただきました。本検討会の委員でもある大塚様、工藤様、増岡様をはじめとした様々な有識者の皆様から貴重な御意見をいただきまして、農山漁村の有する多面的価値をインパクトとして可視化するガイドンスというものを作って、

3月に公表したところでございます。

そうした積み重ねの上で、より多くの企業の皆様に御参加いただけるように、農山漁村の課題解決に寄与するようなインパクトを創出するという事で、国としても証明書の発行を目指しながらということで、この度、農山漁村における企業によるインパクト創出促進・証明書制度創設検討会の開催に至ったということでございます。

後ほど朝日からも説明があると思いますが、証明書を付与する企業の皆様方にとってどのようなインセンティブやインパクトがあるかとか、その測定ですとか、基準はどんなものが良いのかということ等を議論させていただきたいと思っていますし、顧客の皆様、従業員の皆様、投資家の皆様、金融機関の皆様に対して、どんなインパクトを測定して証明すると良いかといった点を明確にしながら、具体的な制度設計を進めていきたいと思っています。

これを行うに当たって、我々その類似の取組をやっているところがあるか、いろいろ見たのですが、確かにインパクトに関して議論されているところは世界的にいくつか見受けられましたが、こと農山漁村に特化して、インパクトの検討みたいなものを深掘りして行っているっていうのはないと思っています。この検討会でうまく形で整理ができれば、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、世界に打って出られるようなそういったルールメイキングみたいなものもできるのではないかとということも期待しているわけでございます。

本日は忌憚のない御意見を頂戴できればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○朝日農村活性化推進室長

農村活性化推進室長の朝日でございます。本日はよろしくお願いいたします。私から資料の説明をしたいと思います。

農山漁村は非常に人口減少が進んでございます。総戸数が9戸以下の農業集落は、その活動が非常に低下すると言われておるのですが、中山間地ですと1.8倍、山間地ですと2.3倍という状況になってございまして、農村のコミュニティの維持が課題となっております。そのため、これまでいろいろな取組をしております。関係人口の創出ということでプラットフォームを作り、また中間支援組織ということで、地域の銀行さんにも入っていただきながら、中間支援の機能を果たしていただく。また、企業さんの取組で農山漁村の課題解決に資するような取組をされている企業さんを積極的に国の方でも選定させていただいて、その取組を市町村さん側に募るというようなことをしております。

今年の3月にインパクトの可視化ガイダンスというものをまとめまして、農山漁村のインパクトとして、ここに書いてあるような中身のことを創出できる可能性があるのではないかとことを提案しております。そういった取組をされている企業さんのインセンティブになるように、証明書を発行するという事について検討していくというのが今回の趣旨でございます。

前回の3月までに出したガイダンスの復習として、今回から参加いただく方もいらっし

やいますので、どんなことが書いてあるかということを申し上げておきますと、農山漁村に企業からの資金拠出や人材派遣がなぜ必要となるのかや、それは企業にとってのリスクと機会双方を有しているというようなことが記載されています。

企業にとってのリスクであれば、地域における人口減少や産業の衰退等で、消費や投資の停滞ですとか、消費市場の縮小を招く可能性があるというリスクがあったりとか、企業のバリューチェーンへの影響があったりとか、そういったリスクがある一方で、機会としては新規事業の創出ですとか、インパクトを創出する取組の加速化につながるとか、企業の都会の方々が抱えているストレスとかに対して、健康経営の実践という形でコミットできるのではないかという、そういう機会になるのではないかということについて紹介があります。

インパクト可視化ガイドンスとしては、そういう問題意識に立って、インパクト例を示した上で、民間企業の皆様方のインパクトにつながり得る取組を紹介させていただいているということでございます。

インパクト創出につながる企業さんのアクティビティを網羅的に書いているものでありまして、大きく分けて、多様な人材の方々が農村に関わる機会を創出して、人を呼んでくるような取組を羅列しているもの、それから農村における所得の向上とか、雇用の創出、地域資源の活用、付加価値の創出というような取組を紹介しているもの、それから昨今、人口減少によって生活が不便になっていたり、ラストワンマイル問題等による物が届かなかったりという問題に対するアクティビティを示しているもの等々が紹介されておりまして、それがインパクトにつながっているということを記載しているものであります。

そういった個々の取組について、例えば棚田オーナーとの取組をするとか、ワーケーションの取組をするとか、CSV の取組をするとか、そういうような取組をすると、それが最終的にどういうアウトプットとアウトカムにつながってインパクトにつながるのかという、そういう模式的な図をロジックモデル、セオリー・オブ・チェンジということで類型化したというのが、前回までに主にやったことだったかなと思っております。

そうした議論をしていく中で、企業さん側としていろいろなメリットを感じて入っているというようにところを少し整理しているものがありまして、事業リターンとして最終的に本業に帰ってくるというリターンを感じて入ってくださっている企業さんもいれば、従業員に対して訴求できるということを目指して入ってくる企業さんもいれば、対顧客のブランドリターンとして入ってくる、これが最終的に事業リターンにつながる面もあるわけですけども、そういう話と、それから対投資家という資本市場リターンを目指して入ってくるという、そういうようないろいろなモチベーションとメリット、機会があるのかなと考えております。

今回、技術的な面も含めた課題解決の取組、また課題解決を間接的に資金拠出、人材派遣等で支援するような取組について、その取組自体がその投資家、株主、金融機関、従業員、顧客等のそれぞれの方に評価され得るために必要となるような証明書の制度の検討をして

いきたいと思っております。

これについては2種類の証明書の発行を考えてございまして、取組証明書とそれからインパクト証明書というものの発行を考えております。要はライトなものと、それから少し本格的なものとを考えようと思っております。

取組証明書というのは、主に顧客・従業員等々に対する訴求を考えておりまして、先ほど示したようなインパクトのガイダンス、こういう取組というのはこういうインパクトにつながるのではないかという、そういう少し抽象的なレベルでロジックモデルを描いているので、その取組をされているということを認定することによって、裾野を広げて応援団を作るといような、その取組、それがやがて顧客や従業員に訴求するものとなるのではないかという、そういうことを目指してやるライトな取組です。

一方、投資家や金融機関等に訴求させるためには、そういうものではなくて、しっかりとその個々の取組がインパクトの創出につながっているということについて、しっかりと確認していく。それから IMM プロセス等々、その体制がちゃんと整っているか等々まで、しっかり見なきゃいけないのではないかというようなことも踏まえて、しっかりと見るものと両方を作ってはどうかということを今検討しているところであります。

今後の流れとしまして、第1回ではインセンティブ、評価基準の考え方をこれから議論できればと思っております、その後、証明書の評価基準の詳細、それから具体的な評価方法ということで、大企業の CSV 的な取組をされている企業さんの検討会をしておりますが、そういった方々と少し合流しながら、具体的に大企業さんのやっている取組って、どういうインパクトを創出できるのかというようなところの可視化、それから数値化ができるかどうかということを含めて、少し実証ができたかなと思っております。

また、第4回ではインパクトの証明書の発行体制等々についても検討していきたいと考えておりまして、スケジュール感といたしましては、今8月でございすけれども、第2回検討会を9月、第3回検討会を11月、第4回の検討会を1月という形で開催したいと考えておるところでございす。当方からは以上でございす。

○事務局 種田

続きまして、委員の皆様への御紹介に入らせていただきたいと思います。今回、こちらの8名の皆様に委員になっていただく予定でございす。これから肩書きとお名前を呼ばせていただきますので、各委員の皆様からごく簡単で大丈夫ですので一言御挨拶を頂戴できると幸いです。

一般財団法人社会的インパクトマネジメントイニシアチブ代表理事の今田様よろしくお願いたします。

○今田委員

皆さんこんにちは。略して SIMI の代表理事をしています今田です。このインパクト界限

でいろいろ仕事を始めて、この団体、任意団体の時から数えると、ちょうど来年で10年になります。昨年度の検討会には参加しておりませんでしたけども、ガイダンス、大変興味深く拝見をしていました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 種田

今田様ありがとうございます。では続きまして株式会社雨風太陽取締役の大塚様お願いいたします。

○大塚委員

株式会社雨風太陽の大塚でございます。コーポレート部門を担当する取締役でございます。うちの会社、もともとNPOから創業して、インパクトIPOといった形で上場させていただきましたが、都市と地方をかき混ぜるというのがミッションで、ひたすら地方に人を送り続ける、リソースを送り続けるっていうことをやり続けておりますので、今回のインパクトの証明書についても非常に興味高く、またそれをどうやったら本当に実効性あるものとして広げていけるのかという観点で、積極的に協力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 種田

大塚様ありがとうございます。では続きまして日本格付研究所サステナブル・ファイナンス評価本部インパクト分析室の川越様お願いいたします。

○川越委員

日本格付研究所のサステナブル・ファイナンス評価本部評価部のインパクト分析室長をしております川越と申します。よろしくお願いいたします。弊社につきましては、信用格付けを付与するというのが主要業務であるのですが、私どもサステナブル・ファイナンス評価本部評価部につきましては、サステナブル・ファイナンスの評価であったりですとか、第三者機関としての意見を述べたりですとか、第三者検証しているという部署になります。今回こちらの委員ということ、初めて参加させていただく形になりますので、評価機関としての意見ということで、何かしら一助になればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 種田

川越様ありがとうございます。では続きまして一般財団法人社会変革推進財団常務理事の工藤様お願いいたします。

○工藤委員

社会変革推進財団、略して SIIF と呼んでいただければと思うのですが、工藤と申します。検討会の前のガイダンスのところとかから関わらせていただいていたしまして、引き続きこういった形で貢献できるのをとても楽しみにしています。よろしくお願いします。

○事務局 種田

工藤様ありがとうございます。では続きまして農林中央金庫経営企画部サステナブル経営部長代理の増岡様お願いいたします。

○増岡委員

農林中央金庫の増岡と申します。農林中央金庫は農林水産業の協同組織の全国機関でありまして、金融機関でございますので川上から川下の企業さん含め、食と農のバリューチェーン全体をカバーして、産業全体にインパクトを与えていく、こんなことも目指した金融機関でございますけれども、そんな中で農林中金グループ全体のサステナビリティ関連の戦略の企画の方を担当しております。前回のインパクト可視化ガイダンスの検討会の方から参加させていただいておりまして、昨年度公表されたインパクト可視化ガイダンス、これをまさに使っていただくための今回制度設計の議論かと思っておりますので、金融機関、それから企業の皆さんと一緒に活用いただけるような制度設計に貢献していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 種田

増岡様ありがとうございます。では続きまして長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士宮下様お願いいたします。

○宮下委員

宮下でございます。私は企業法務を中心に取り扱っている長島・大野・常松法律事務所に所属する弁護士として、私自身は投資家向けの情報開示や資本調達などのキャピタルマーケットの分野を中心に取り扱っております。また、弊事務所には農林水産・食品プラクティスチームがございまして、そのメンバーでもあります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 種田

宮下様ありがとうございます。では続きましてワタミ株式会社執行役員 SDGs 推進本部本部長の百瀬様お願いいたします。

○百瀬委員

ワタミの百瀬です。弊社は飲食業・宅食事業、そして自社で農業を営む企業です。調達先が農業・漁業の生産地に関わり、更に全国で約 600ha の森林の管理も担うことで、林業とも関わりがあります。農山漁村につながりのある企業として、この委員会の中で、少しでもお役に立つことがあればと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 種田

百瀬様ありがとうございます。原口様には後ほどディスカッションには参加いただけたと思いますので、参加されたら一言いただきたいと思います。

本検討会の座長ですね、皆様よろしければ SIIF の工藤様にお願いさせていただければと考えております。委員の皆様、御賛同いただける方は、ミュートにして拍手をお願いできますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは本検討会の座長を工藤様にお願いさせていただきます。後ほどのディスカッションから進行をお願いさせていただきたいと思います。

続きまして、有識者へのヒアリング結果・考察を 5 分ほどで共有をさせていただきたいと思います。

取組証明書・インパクト証明書を取得する際の企業の皆様のインセンティブ、あとはその証明書の評価基準に関して御助言を頂戴してまいりました。有識者の皆様、事業会社の方々、財団法人、コンサルティング会社の方々、あるいは資金の供給の担い手である金融機関・投資家の皆様、10 名ほどの多様な皆様に御意見を頂戴してまいりました。

インセンティブに関しては、大きく事業リターン、ブランド・人材リターン、資本市場リターンという観点からインセンティブがあると考えられます。

事業リターンに関しては、国のお墨付きを得られることによって、消費者の信頼を得られることによって事業上のリターンが得られるというところですね。あるいはこの証明書を通じて、より多くのステークホルダーの方々を巻き込む際の未来像として活用することで、事業リターンにつながっていくと、こういった御意見を頂戴しました。

ブランド・人材に関しては、こちらも非常に重要であるというところですね。例えば付与されることが名誉となる設計、大臣名の表彰ですが、分かりやすいネーミング、ラベル、デザイン、こういったところは重要ではないかと。B-Corp のようにブランド、コミュニティ化、コミュニティを作れるというところですね、こういったところもインセンティブになるのではないかと。あと従業員のウェルビーイングにつながるんじゃないかと、こういったところをコメントとしていただきました。

資本市場に関しては、やはりそのインパクト創出によって企業価値向上につながるということが株主に説明ができれば、インセンティブになるというところですね。証明書の取得によって投資家の期待利回りの低下につながれば大きなインセンティブになるだろうと。あとはリスクと機会ですね、TNFD に関連して、リスクと機会を把握することにつながるとイ

ンセンティブになるのではないかと、こういった御意見を頂戴しました。

評価基準に関しては、ライトな取組証明書と、もう少し深く見ていくインパクト証明書、これによってそれぞれ評価基準を変えるという方向性がコメントから示唆されました。お聞きしたこととしては大きくは3点。1点目がスコープ、何を評価するか。2点目がプロセス、どうやって評価するか。3点目はガバナンス、こういった観点になります。

スコープに関しては、取組証明書は、まずはライト版として、これからの計画を評価する。インパクト証明書はインパクト測定の体制とか実績、インパクトが実際に出てきているかというところを評価するのが良いのではないかと、こういったコメントをいただきました。

プロセスに関しては、取組証明書は、ロジックモデルを評価基準とするのが良いのではないかと。インパクト証明書に関してはインパクトが出たという証明はなかなかハードルが高いというところがございますので、まずは、IMMの方法・体制をしっかりと構築できているかというところを評価するのが良いのではないかと、こういった御意見もございました。

ガバナンスですね、非常に重要だと。取組の正当性、重要です。更新も論点になってくるだろうと、こういったコメントを頂戴しました。

まとめるとインセンティブは4つということですね。先ほど朝日様から御説明いただきましたので割愛させていただきます。インセンティブに関する整理をですね、このようにさせていただいておりますけれど、想定される発行対象者ですね、大企業から中小企業、ベンチャー企業まで幅広く対象となると考えておりますが、インパクト証明書の方はですね、資本市場リターンというインセンティブがより高い対象者になると想定しておりますので、必然的に大企業の皆様や、投資家からの資金調達を必要とするベンチャー企業とか、そういったところの構成が高くなると思っております。主なインセンティブはですね、取組証明書とインパクト証明書でですね、異なってくるのではないかとというふうに考えられます。

評価基準に関して簡単に論点をまとめさせていただきました。まず取組証明書に関してはロジックモデル活用といったところがあるかと思いますが、赤字の部分がですね、主な論点になるのではないかと考えています。農山漁村におけるどのような課題か、またそれを解決するアクティビティかどうか、このあたりが重要な評価基準になるのではないかと考えていますし、具体的にどのように評価するのかということが論点になるかと思っています。インパクト証明書に関しては、初回はですね、IMMプロセスを構築できているか、更新時にはインパクト、アウトプットの達成や、インパクトの創出を見るのかどうか。見るとすればどこまで具体的にみていくのか、達成できなかった場合にどのように評価するのか、その改善のための策を立てていけば十分とするのか、このあたりが論点になると考えております。

この評価基準に関してはですね、朝日さんから先ほどありましたように、第2回の検討会以降で詳細に議論していくところとなります。こちらは現段階の大枠のイメージを一旦まとめさせていただいたものにはなりますけれど、黄色のところが取組証明書の証明範囲ですね。ロジックモデルのうちの、「課題」、「インプット」、「アクティビティ」に関するところですね、こちら後半EYさんからですね、ガイドラインについて御説明いただきます。ブル

一のところ、インパクト証明書の証明範囲ということで、ロジックモデルのより広範な範囲ですね、右側の「アウトプット」、「アウトカム」、「インパクト」を含むところ、さらに下の IMM プロセスですね、こういったところも見ていくのが良いのではないかというふうに考えられますけども、具体的にどこまで見ていくのか、どのような評価基準で見ていくべきなのか、このあたりが本日のディスカッションで委員の皆様からの御助言を踏まえてですね、ぜひ今後詳細化できればというふうに考えております。簡単ではございますが有識者の皆様へのヒアリング内容を共有させていただきました。

では続きましてですね、「評価基準・インセンティブに関するディスカッション」に入させていただきます。本日は第 1 回ですので、左下のインセンティブ、評価基準の考え方ですね、大枠に関する議論になります。第 2 回以降が詳細の議論となりますので、本日の大枠、考え方に関する委員の皆様からの御助言を踏まえて第 2 回以降の詳細な議論につなげていければというふうに考えております。では本日の論点ですね、検討テーマはこちらの 3 つを想定しております。ここから工藤様に進行をお願いさせていただきます。全体で 60 分ございますので、大体 15 分から 20 分くらいが各テーマの目安になるかと思います。では工藤様お願いいたします。

○工藤委員

座長仰せつかりましてありがとうございます。ミュートで拍手っていうのがなかなか新鮮でしたね。どうもありがとうございます。ちょっと私自身もこの農山漁村というテーマが特に専門ではないので、ぜひ皆さんの御意見をうまく引き出せるような形で進めていきたいなというふうに思っています。

ちょっと事務局の方にまず確認なのですが、今日のテーマとしては、まさにインセンティブの話と評価基準の話という 2 つですね。どちらかという、詳細というよりは、全体感の話をするということが良いと思うのですが、インセンティブっていうのは、企業さんにまさにこの証明書を使って農山漁村に関わってもらうためのインセンティブっていうことだと思うのですが、この証明書っていうのがどういうアウトプットになるかみたいなものっていうのも含めて議論するのですね。例えばいわゆる「くるみん」みたいな、そういうスタンプラベルみたいなものとかを作られるとか、これを使うと何かの時にこういうふうに使えみたいな、そういう証明書ってどんなもので、どういうユースケースがあるのかみたいなところもまだ白紙っていう、そういう理解で合っていますか。

○事務局 種田

はい、その御理解で合っております。

○工藤委員

なるほど、はい。じゃあそのあたりも含めてこういうアウトプットでこういうふうに使え

るのであれば、インセンティブになるのではなかろうかっていうアイディアも含めて出していただければいいということですね。

それではまあ初回ということもあるので、一通り皆さんにお話聞いていけるといいのかなというふうに思っています。今日のテーマの2つの関係性で言うと、多分このインセンティブっていうのはどちらかというと企業側を向いて企業の方にうまく乗ってもらうための企業にとっての誘引を作っていくっていうことだと思うので、企業側のメリットっていう観点でいろいろアイディアを出していただくっていうことだと思います。

一方であまりそこに寄り添いすぎて、結局、最終的な政策目標である農山漁村の維持・発展っていうところからかけ離れたようなことになっていくと、当然意味がないので、評価基準の方はむしろそちら側をしっかりとグリップしに行くというか、一定程度インパクトウォッシュにならないように、本当にインパクトが出る取組をしっかりと企業さんに農山漁村で行ってもらうための基準づくりということで、ちょっと多分論点の1番と2番が結構引っ張り合うようなところもあるのかなとは思っているのですが、ちょっとそれを踏まえて、いろいろと専門家の皆さんに御意見いただけるといいかなと思います。

5時ぐらいまではインセンティブの話をさせていただいて、その後、この2番のところに移っていけるといいのかなと思っております。

口火を切っていただける方を、今田さんをお願いするっていうのがよくあるパターンなのですが、このインセンティブのところですね。今田さん、結構多分認証制度みたいなところはいろいろ詳しいところもあるかなというふうに思いますので、こと農山漁村ということに関して、もしくはその海外とか、今まで関わられている中でのこのインパクトの認証っていろいろあると思うのですが、その観点からどういうインセンティブがあると良さそうかっていうのを、まずはちょっとシェアしていただけたらありがたいです。

○今田委員

はい、工藤さんありがとうございます。トップバッターになりますが、昨年度関わってなかったで、やや見当違いの発言になる部分もあるかもしれませんが、その際はお許しください。

先ほど御説明があった有識者ヒアリングの19ページにいくつかまとめられていますけれども、インセンティブについてこの3つの塊で考えるということで、まずよろしいと思います。私もヒアリングを受けましたが、まず2番目のブランド・人材リターンのとこで、「B-Corpのように」と申し上げたのは、多分私だと思います。SIIFの工藤さんも詳しいですが、私たちでも日本におけるB-Corpの広がり方をどういうふうに支援していったらいいかの検討をここ数年やっけていまして、その経緯でこういったお話はしました。ただ同時にこの時に申し上げたのはそれは知名度つまりブランド力があるとか、訴求力があるとかに関係しますが、それがないとなかなか役に立たないというものだと思います。鶏が先か卵が先かの議論になりがちだと思いますけれども、証明書を作るということで、証明書を取ることがど

のようなブランドとか訴求力につながるかというところがなかなか見えない中で、やってみないと分からないっていう中で始めるということになるのかと思います。

B-Corp に関しては御存知の方も多いように、分野特定ではないので、いろいろなセクターの企業がそこに参画しているわけですが、こちらの農山漁村といった場合には、消費者の意識とかそういうものを見ることによって訴求力に関しての読みが進むのではないかと考えます。もしかしたら昨年度の検討会で議論されたのではないかと思います。例えば最近のやはりお米の価格がどんどん高くなって、消費者としては高くて困るっていうコメントも聞かれる一方で、やはり生産者の立場に立つと、「今までの適正価格でなかった」という意識もそれなりに世の中に普及していて、第一次産業、農家や、漁業・林業をやられている方々へのシンパシーの広がりというのもある程度見られているのではないかと思います。ですので、その辺をどういうふうに活用しつつ、ブランドやコミュニティの考えを訴求力につなげていけるのかというところは、考えていくところかなと思います。その場合に証明書という言い方がブランドとして成立するかは少し気になりました。

もう1つだけ申し上げて終わりにしますが、資本市場リターンのところ、先ほども2つの証明書の中でハードルの高い方だが大事だという話もありました。その1つ目のコメントで企業価値向上につながればというのがありますが、これはかなり難しいというふうに正直思っています。御存知の方も多いように、最近インパクトファイナンス界限、特に日本においてはですが、企業価値とのつながりが最大級の関心事になっていると言って良いと思います。それがまだ証明されていないとか証明できないとか、インパクトと企業価値はトレードオフ関係にあるとか、いろんなことが言われているので、なかなかインパクト創出が企業価値向上につながるという仮説を提示したとしても、いやいやそれは違うでしょうと言う有識者の方も多いですし、そこにいろんな論拠が連なっているので、今この議論をしてもあまり生産的ではないというふうに思います。将来的に見れば、企業価値向上とのリンクとはとても大事なことなのですが、現段階でこれを入れるといろいろ突っ込みどころが残ってしまうものになってしまうと思います。とりあえず以上2点だけ申し上げておきます。ありがとうございます。

○工藤委員

ありがとうございます。B-Corp って正直、多分取ったところで直接的なメリットがあるわけではないじゃないですか。なんか補助金がもらえとかメリットがあるとかっていうことではないと思います。それでも広がっているブランド力の源泉が何かっていう話と、このコミュニティ化って面白い観点だと思うのですが、B-Corp の場合、取ることによってどういうコミュニティにアクセスできて、それがどういうインセンティブになっているかというところ、御紹介いただいてもいいですか。

○今田委員

はい。B-Corp を取るってことは、1つの大きな宣言プラス実践だと思います。宣言という意味は、私たちはこれを目指しますという、社会とか環境に関することで宣言をすることで、そして実践の方は、かなりきつめの審査があるので、それを通ることでああなたの企業はそうであるというふうに認められる。今回の証明書も同じような考え方だと思いますけども、認められて B-Corp の仲間入りができるっていうところが、大きなインセンティブになっていることは間違いないです。

今、工藤さんがおっしゃってくださったように、どういうインセンティブとかっていうと、認証でものが売れるとか、銀行からお金が借りやすくなるとか、そういうことではなくて、宣言をしてサステナビリティやインパクト中心で会社の経営をしているということを認められる。その世界のコミュニティがありますので、その仲間に入れる。日本ではまだまだ知名度がそれほどではないかもしれませんが、海外で B-Corp ですって言うとなすごく仲間扱いしてくれたり、同志だっていうふうに思ってくれたり、そういったコミュニティ感是非常に大きくて、しかも最新の知見とか考えをそこから取り入れることができる。例えば英語でリジェネラティブなエコノミーという言い方をしますけれど、そういう新しい動きを編み出して流通させているのが、例えば B-Corp コミュニティであったりするので、そうすると、世界の最先端ではこういうことを今話してますよみたいなことを業界に限らず言える。それが企業としての宣伝にも使える。そうすると、サステナビリティコンシャスな消費者、投資家、その他いろいろな人々が注目して応援団になるみたいな、そういう構図なのではないかなと思います。

○工藤委員

ありがとうございます。それでは次、増岡さんにちょっとお話をお伺いしたいのですが、さっき今田さんから企業価値向上につながるっていうロジックはちょっともうこれは難しいのではないかという提起がありましたので、そんなことはないという意見をぜひ反論いただけたらなと思います。

○増岡委員

はい、ありがとうございます。いや、ここの証明というのは難しい点、私もそうかなと思っております、昨年度の検討会の可視化ガイダンスの中にも入れていただきましたけれども、企業の統合報告書等で公表されている価値創造ストーリーがあるかと思いますが、あれもある種、経営資本たる財務資本、自然資本等をインプットとして、アクティビティ、事業活動を通じてアウトプット・インパクトにつなげていく、そのうちに事業価値の創出は企業価値の向上を含むという中で、ストーリーとしては言えることはあるかなとは思いますが、じゃあこのアクティビティがポジティブインパクトを生んで、かつ、それがその企業価値、バリュエーションや、株価の上昇につながっている、ここまで言うのは、

やっぱり非常に難しい世界というか、インパクトの世界もそうかと思いますが、いわゆるそのサステナブル・ファイナンス、ESG 投資の世界でも、ここはまだ多分答えができないというか、いろんな意見がある話かなと思っています。

ですので、そこより少し一歩下がって、多分このメリット、経済的なインセンティブとその非経済的なインセンティブがあるかと思うのですけれども、その経済的なインセンティブの観点で、その資金調達・ファイナンスと書いていただいています。資料の中でも、例えば ESG 評価・ESG 格付などでも評価されるようになると良いのではないかと、記載がございましたけれども、そのような機関に評価をいただくには、おそらくインパクトを創出しているだけでは多分評価が上がらなくて、その企業の事業におけるそのリスクや機会にどうつながっていくか、ここを多分明らかにしていくことで事業の中での位置付けがはっきりして、価値創造プロセスや、企業価値への波及経路というか、トランスミッションチャンネルみたいなものも理解が進んでいくことで評価の向上につながっていくのかなというふうに思っております。そのインパクト可視化ガイダンス文書の中でも記載しておりますけれども、依存とインパクトという関係。農山漁村の自然に依存しているからこそ、その事業価値が出てくるわけでありまして、その関係があるからこそインパクトがあるということですので、その依存とインパクトの関係がどうその企業のリスクと機会に転換されるか、このブリッジ的なところが非常に大事なかなと思っております。そこを御説明できれば、この証明書の使い方の1つとして、今、企業さんが対応している SSBJ や TNFD の開示、こういったところにも活用していけるものになる可能性はあるかなというふうに思っておりますので、そういった観点でも経済的なインセンティブが証明書にはあるかなというふうには思っております。

非経済的なインセンティブとして、コミュニティがつながる点、ここも非常に大きいかなというふうには思っております。特にこの農山漁村の取組は誰か特定のプレイヤーが頑張ったからといって、インパクトが出てくるというものではないかと思っておりますので、いろんな人がつながって、前回の検討会の中でも、ランドスケープアプローチという形で言わせていただきましたけれども、その集団・グループの協同・共存を通じてインパクトを出していくという取組であると思っています。制度設計の観点では、そういう連携を通じたインパクトの創出をこの証明書の中でどういうふうに証明するのかは1つ考えるべき要素かなと思っております。座組全体で取りに行く証明書にするのか、その一部に参画していれば、個々の企業が取れるものにするのか、あるいはその案件単位で、関係者で取りに行くようにするのか、この辺もちょっと整理を要する要素かと思っておりますので申し上げておきたいと思っております。以上です。

○工藤委員

ありがとうございます。なんかこう連携を促すようなところっていうのが後半の評価基準とかでもちょっと議論できると良さそうですね。だからこれをやると ESG レーティングが

上がりますみたいなことがインセンティブと言えるのか、みたいなことが論点としてあるのかなと思います。このあたり、原口さん、もしよろしければ、同じ観点でコメントありますでしょうか。それ以外のところも触れていただいて大丈夫です。

○原口委員

はい。皆様、初めまして MS&AD の原口と申します。よろしくお願いいたします。

初めて参加しますので、今までの議論の経緯も踏まえてないところはあるかと思いますが、今、増岡さんが言われたような論点を踏まえて言いますと、TNFD の方でも依存とインパクトという概念をまず入れて、例えばこの農山漁村にその事業者がどのような依存やインパクトがあるかということ把握して、理解するということがあります。

例として、参考資料として入れていただいた環境省の自然共生サイトへの支援証明書制度の設計の時に、環境省は証明書を発行したら TNFD 開示の材料になるのではと比較的安易に考えていて、そうなれば、お金が自然共生サイトに集まるのではないかという思惑でした。それは TNFD のフレームワークで言うと、自社のネガティブインパクトを解消せずに、ここではポジティブな貢献をしたので、当社は自然共生していますといった開示をするということになり、それはもうグリーンウォッシュなので、日本政府がグリーンウォッシュを促進するような制度を作ってはいけませんということを申し上げ、そこをかなり配慮して、この支援証明書の制度を設計しています。

支援証明書が証明している範囲はインプットです。どういう活動をしますかというところしか証明をしていません。どれぐらいのお金を出しますか、どれぐらい社員が参加しますかといった部分です。なぜならば、活動の結果出てくるアウトプット・アウトカムのところは結局やってみないと分からないということもありますし、その対象とする自然共生サイト、今回の場合、農山漁村になっているわけですが、そこで出てくるそのポジティブインパクトみたいなものについて、その企業がどれぐらい貢献しているかを按分することはすごく難しいのです。いろんな支援者を集めていくっていうランドスケープ的にやっていった時になかなかその按分が難しいので、そのパフォーマンス部分を証明するっていうことはやめたほうがいいということで、あくまで入り口のインプットだけが証明範囲になりました。活動後の証明書ではないですし、環境省は活動前に証明書を出すという形なので、インプットしか証明してないってということとなり、そういう意味で言うと、インパクトファイナンスというか、サステナビリティリンクローンみたいなものよりもっと手前のところしか環境省の支援証明書は証明してないということです。

私が懸念するのは、現状日本のサステナビリティリンクローンのレベルっていうのは、「容易に達成可能な KPI を設定すれば、それ以外にネガティブインパクトがあるかどうかなども、事前にアセスメントしないでも、格付け会社が、これでサステナビリティリンクローンとして妥当ですよ」といった話になっていることだと思います。ですので、そういう問題を考慮しながら、グリーンウォッシュを助長しないものにしなければならないと思います。

○工藤委員

ありがとうございます。なかなか資本市場リターンのところは難しそうだなっていう感じが深まっています。原口さん、もし何か他のところ、例えばブランド・事業・人的リターンみたいなところで言うと、どういう可能性がありそうかみたいところ、コメントがあればお願いします。

○原口委員

TNFD の視点で言うと、まずはその農山漁村に依存していますということが、ここの農山漁村が健全に運営されない自社事業のレジリエンスに影響するということにつながりが見えるようになります。そこから原料調達している企業はまあ分かりやすいですけど、それ以外にも、林野庁が去年出した森林に関する TNFD 情報開示の手引きで示しましたが、原材料生産以外にも水源涵養とか洪水防止という生態系サービスを提供しているわけですね。それはその下流の企業、食品企業とか、我々保険会社もそうですけど、便益を受けているわけです、山側が健全なことに。ただ、そこに対する対価を別に払ってないわけですね。

もちろん公共的な支援でやっていたりするのもありますが、一部でも明示的に自分たちの事業が受けている便益があるその上流の農山漁村に支援すると、これは TNFD のロジック上も、自分たちのリスクを低減するための取組なので、ここは投資家からも評価され得ると思います。自分たちのリスクになり得る、その出元のバリューチェーン上流の農山漁村を支援することによって、自分たちの事業のレジリエンスを高めていくというロジックですね。日本の場合、特に心配なのは中山間地域が今、人口減少で限界突破集落的になって、田んぼも放置されて、そこに鹿とかイノシシとか熊とか、もう自由に暴れまわっていますけど、そういった状況で下流に生態系サービス、水とか、土砂災害とかどういう影響が出るかっていうのはあんまり皆さん認識されていないことです。今後、ゲリラ豪雨で土砂災害が下流の工場とか、そういうところに影響する可能性があるんで、それを考えるという証明書を持ってそこをつなげていく、皆さんで応援していく、下流の企業がみんな応援していくっていうのは、企業にとってもリスクマネジメントとして合理性が出てくる。弊社としても、そこに予防策として投資をするっていうのは、リスクマネジメントになります。だからリスクマネジメントとしてやるっていうことの方が投資家からすると評価しやすいのではないかと思いますね。

○工藤委員

ありがとうございます。このあたりはもしよろしければ、ワタミの百瀬さんに続いてお伺いしたいのですが、やっぱりこの大企業が農山漁村にある意味直接・間接に依存しているというか、農山漁村の持続可能性というのは企業にとってのリスクであるっていうことも、そういう捉え方っていうの、すごく大事だよねっていう話だと思うんですけど、同じ観

点でインセンティブ全体についてコメントいただいてもよろしいでしょうか。

○百瀬委員

はい。2つあります。1つはワタミが事業として行っている各地にある 500ha の有機農業耕作地については、そこに勤務する社員と地域社会とのつながりや、農畜産物生産地として調達先になっているということです。更に農畜産物は地元で加工して、アイスクリームやジュースとして店舗で販売しています。また、全国に 600ha の人工林の森林保全活動も企業として地元と協働しており、全国各地に勤務する社員が交代でその活動に参加しています。都会に暮らす副店長の店長ですとか、従業員がそれぞれ行ってそこで働いたり、体験したりという関係人口になっているのですね。それが1つです。

それからもう1つは、都会で心身ともに疲れている企業で働く社員たちが、農山漁村で過ごすことで、ウェルビーイングにつながるということを期待しています。企業がこれからは都会だけが社員の勤務地ではなく、農山漁村で農業、林業、それから漁業と関係性を持ちながら働けるようにすること。企業はそこで作られた生産物を販売したり、加工したり、消費者に提供したりすることによって、消費者も関係人口に巻き込むことができます。農山漁村に元々暮らしている人、都会で働く人、その人と人との交流が農山漁村の活性化を促すのではないのでしょうか。

インパクトとしては、生活者として人と人がどうつながっていくのかと、それが関係人口としてある程度農山漁村の労働力として頼りになる、それから経済的に発展する、ということにつながるのではないかと思います。以上です。

○工藤委員

農水省さんが出した証明書をもしワタミさんがもらえるとすると、さらに消費者の方とか、職員の方にとって良いメッセージに、インセンティブになりそうですか。

○百瀬委員

そうですね、なると思います。さっき原口さんがおっしゃったような TNFD も、その証明を取ろうとしているのではなくて、それを行っている企業であるということで働く人たちの企業に対する誇り、企業価値向上というインセンティブと、それからそれを支援する消費者へのアピールがモチベーションになると思います。

また、「私がよく行く飲食店には、間伐材を使った内装があって、それは従業員が森林保全活動している森からの間伐材を、社員たちが持ってきて作ったらしい」というようなことを消費者が知って、より企業を好きになってもらえるといった、森林と企業とその顧客との関係性が生まれることが、企業にとってインセンティブになるのではないかと思います。

○工藤委員

ありがとうございます。大塚さん、同じように事業会社目線で言うと、どのあたりがインセンティブになりましょうか。いかがでしょう。

○大塚委員

はい。いろんなリターンの種類ありますけど、資本市場リターンのところはやっぱり議論されているという、なかなか直接・短期的にというのはハードル高い部分はあるなとは思いますが。私はいつもどちらかというと即効性があるところということを考えておるのですが、そういう意味で言うと、一番早いのがブランド・人材リターン、その次が事業リターンで事業リターンの結果が出たら資本市場リターン、要するに資本コストが多分下がるみたいな話だと思うのですよね。

なので、先ほどお話を伺っていて、B-Corp のそのコミュニティ化みたいなものや、あと今、企業として関係人口みたいな話がありましたけれども、例えばその当然、その認証というのも、企業に対して行われるものなのだけれども、例えば今回そのお金が取組だけじゃなくて、実際行くっていうようなことをインセンティブにつなげていくのであれば、例えばその行った個人に対しても何かそのインセンティブを付けるだとか、みたいなところもある程度考えられるのかなというふうに、聞いていて、思った次第です。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。それでは JCR の川越さん、投資家リターンのところにも戻るかなと思いますが、いろいろ認証をやられている中でこういったところがインセンティブになりそうかっていうところ、ぜひコメントをお願いします。

○川越委員

はい、ありがとうございます。皆様の御意見と重なる部分っていうのもあるのですけれども、一般的に企業のインセンティブとなり得るものはやはり3つで、企業価値の向上と、インパクト創出という社会貢献アピールというところと、社会的地位の向上というところの3つがあると思うのですけれども、やはり先ほどのとおり、企業価値向上っていうのは、なかなか証明書を出した段階では、なかなかこれは当然出ることが難しいという中ですと、インパクトを創出する社会貢献と社会的地位の向上というところは比較的、このブランド・人材リターンというところとか、人的リターンとかつながるかもしれないのですが、早めに関心については企業としてインセンティブになるのかなっていう印象を持っています。

その中で当然それが対外というところと、従業員向けの対内というところがあると思うのですけれども、そうしたところのインセンティブっていうところはあるというふうに思っています。その中で当然こういった農山漁村向けのこういった取組として行っている企業様っていうのは、すでに行っている企業であれば、自然的にやられる可能性があるのですけれど

ども、今回のこの証明書の意味合いとしては、やはりこれまで取り組んでなかった、こういった企業様が取り組むというところですか、それがやはり中小企業さんっていうところだとなかなか自分たちだけではできなかったり、今まで機会がなかったりというところがこの証明書があったりですとか、先ほどの連携というところがこれによって促されることのできる、つなげること、つなげてもらえるといったところがあると、その取組を行う裾野っていうのが広がるという可能性もあるのかなと思っています。すでにもう行っているようであれば、当然この証明書があることで、より推進しやすくなるっていうところをアピールすることができれば、よりインセンティブのところでは強く出てくるのかなというふうに思っています。

その中で、やはり次の評価基準とかにもかかってしまうと思うのですけれども、企業としてはとか金融機関もあるかもしれないのですけれども、こういった証明書ですと、信頼性とその分かりやすさと納得感っていう3つが、やはりあることが重要なのかなっていうふうには思っています、信頼感っていうのは当然、今回のこういった議論を踏まえて、農水省様のある意味証明書として出されるものということで、そこは今回のこういったところを深めていくことで、まずはクリアできるというふうに思うのですけれども、やはり分かりやすくということもやはり重要かなと思っています。当然、先ほどのネガティブな部分の確認ですとか、当然守らなければいけないというところはあると思うのですけれども、そこが複雑になってしまうと、それに取り組もうとする企業であったりですとか、これについてお金に絡むところでの金融機関であったりというところですね、そういったところについても、やはりちょっとなかなかハードルが高まってしまうのかなっていうのもあると思って、そうしたところの整理というのも大事なかなと思います。

納得感はちょっとつながるところですけれども、やはり先のロジックモデルのところをこういった形でやるのかとか、それと、あと先ほどの取組証明書の場合なんかはそこまでない形ですかね、アクティビティで判断されるというところだと思うのですけれども、そうしたところでこれであれば当然会社として証明書を取ることでインセンティブにつながるみたいところで、納得感があるということが推進される部分では必要になってくるのかなというふうに思いますので、そうしたところの部分っていうのがやはり共通認識としてできるというふうにつなげていくことが重要なかなというふうに感じています。

資本市場のところについてなんですけれども、やはりなかなかそこはすぐに出てくるのは、私もちょっと難しいかなっていうところです。グリーンアムなんかもあったりしますけれども、やはりそこでのその経済的な面というところで言うとなかなか納得させる材料というのがまだなかなか出てないというふうに感じますので、そこはちょっと中長期的な見方かなというふうに感じています。

格付け会社もこの課題ですけれども、なかなかその信用格付けの方にこうした取組が織り込みにくいというのは、やはりこのそういったサステナビリティの取組がキャッシュフローのところに跳ね返ってこないとなかなか格付け上織り込みにくいというのが考え方に

もなっていますし、そういったところをなかなか直接、今ダイレクトでつなげるのは難しいので、ここに書いていますけど、ESG スコアとか金融機関さんとかがこれを保持された証明書を取った先について、行内格付けのような形のところでプラスするっていうことは比較的近いのかもしれないのですが、対外的なところでこれを評価されるっていうところについては、もうちょっと議論が必要なのかなというふうに感じています。以上です。

○工藤委員

なるほど、一般的な ESG レーティングとかってことではなくて、各行とか、金融機関さんの内部で独自に参照されるみたいなことはあり得るんじゃないかっていうことですね。なるほど理解しました。ありがとうございます。お待たせしました。宮下さんお願いします。

○宮下委員

はい、ありがとうございます。私からは資本市場リターンについてお話しできればと思いますが、21 ページですね。委員の皆様からすでに御指摘がありましたように、経済的な条件の向上に直接につなげていく点は、現時点では難しいかもしれないというのは私も同じ感覚です。あえて言えば、この4の②に記載のある経営姿勢の可視化については、証明書の取得を情報開示の中で活用していく道はあるのではないかと思います。

もちろん証明書を取得しましたという旨のみを開示しても、投資家への訴求力はそれほどないのかなと思うのですが、この後の評価基準の議論にもつながると思うのですが、何の証明書をを得るために、どのような体制を敷いて、どのようなプロセスを作って、企業としてポジティブインパクト創出に向けてどのように取り組んでいくのかといった点を、証明書取得の過程で、企業として整理することになるはずですので、そうした取組状況や戦略の策定などを企業の情報開示の中に取り入れていくことがやりやすくなるメリットはあるのではないかと思います。

○工藤委員

ありがとうございます。なんか統合報告書のコラム的なところに載るようなイメージっていう感じですかね。

○宮下委員

はい、それもあると思います。そのほか、一部の大企業を対象に強制適用の方向で検討が進んでいる SSBJ のサステナビリティ開示基準の中で、どのようにこの証明書を活用できるかというあたりも、セットでこの証明書の意義を伝えていければ、企業側としてもメリットが見えやすくなるのかなと思います。

○工藤委員

なるほど、ありがとうございます。ちょっと前半、すいません、時間が延びてしまいましたけれど、インセンティブに関しては2つあるかなと思ってしまして、皆さんのお話をお伺いして、1つ少し考えてもいいかなと思ったのは、先ほど多分、川越さんがメンションしていただいたかなと思うのですが、今回これをとっていただく、どんな方でも応募してくださいではあると思うのですが、農水省さんとして、特にどういう人たちに改めてここで使ってほしいか、農山漁村に参画してほしいかみたいなのところのコアターゲットのイメージみたいな、もうやっている人なのか、新しくやってほしいよねっていう新規参入を促すなのか、大企業なのか、中小企業なのか、地方なのかみたいなのところはもちろん1つではないと思うのですが、特にこういう人たちに証明書があった方が入りやすいだろうというある種の、こういう人であるからこそ、証明書が必要ではなかろうかという仮説みたいなターゲットみたいなところは、もうちょっと議論してもいいのかなっていうのは1つ思いました。

もう1つはやっぱりなんか具体的なユースケースというか、今日インセンティブのハイレベルの話はいろいろ出てきたと思うのですが、それをまさに統合報告書に載せるのかとか、消費者だとすると、どういう場面でどういうふうに使われると良さそうであるのかとか、最後ワンマイルのマーケティングとしては、どういうふうはこの証明書が生きるのかっていうなんかユースケースみたいなのところまで具体的にイメージできると、なんとなく証明書をもらえることが、誇りにはなるよねって感覚はあると思うのですが、誰がどういうふう認知してどう具体的なメリットにつながるのかみたいなのところはもう少し掘ってもいいのかなっていうふうには思いました。

ここからもう2番に直接行ってもよろしいでしょうか。

○事務局 種田

直接行っていていただいて大丈夫です。はい、ありがとうございます。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。ちょっと押していますけれども、この2番の議論は5時半までに終わらなきゃいけないのでしょうか。

○事務局 種田

少し伸びても大丈夫です。

○工藤委員

はい、分かりました。5時半を目指してということですが、5時40分ぐらいまで行けるとありがたいかなと思います。もう評価基準のところにも踏み込んでいただいた方も結構い

らっしゃったかなと思うのですけれども、多分今日クリアしなきゃいけない具体的な論点という意味では23ページでしたっけ。このあたりですね。

まず、取組証明書とインパクト証明書というものがあります。ということで、先ほど事務局から説明があったとおりで、取組を証明するのともう少し踏み込んで、24ページの方が分かりやすいですか、インパクトをやっています証明とある程度インパクトが出ています証明ってこの範囲だと思うのですけれども、これを具体的に今後、評価していく時にどこをどういうふうに評価すると良さそうかっていうところを議論していければいいかなというふうに思います。

挙手いただいている農水省朝日さん、お願いします。

○朝日農村活性化推進室長

すいません。ちょっと簡潔に今、工藤さんからお話をいただいたので、農水省としてどういう方向を目指しているかということだけ簡潔にお話をすると、一個に絞ることは難しいのですけれども、基本的には、最終的に今まで関わってなかった企業さんが入ってきていただきたいということなのですけれども、それをやるにあたっては、まずそういう取り組んできた企業さんに対してもある程度その評価をしていくということが有用なんじゃないかという仮説に立ってお話をしているということでありまして、またその大企業と中小企業、それも両方入ってきてほしいですけれども、我々として今取り組んでいるのは、大企業の方々に入っていただくということが最終的にはベンチマークになると思っているので、そういう意味では大企業の方々に訴求するようなものを作りたいというのが1つの策なのかなと思っております。

その上で今、企業価値の向上はなかなか難しいというか、特に資本市場リターンってというのはなかなか難しいだろうと、それはもともと我々も承知した認識のもとで少し攻めている部分がございますけれども、今、工藤さんからも言及いただきましたが、そういったものの中で、じゃあその取組をしていることの証明をすることと、それからインパクトにつながっていることの証明をするということで、今二段階に分けて考えているわけですが、特に後者の方はその資本市場リターンっていうことに主につなげるのかなという、また、そうでなければ、例えば今、宮下さんからもおっしゃっていただいたような、その統合報告書をSSBJ、IRプロセスみたいなどころでは使えるのではないかとか、あるいはそのIRプロセスとかですね、その最後のひと押しになるのではないかと、それそのものが直接的なその企業価値の向上につながらなくても、それぞれの手続きの中で最後のひと押しになるのではないかと、そういう御意見もあったので、そういった中でまずこのアウトプット・インパクトまで見るという証明書を作った場合に、それがどこに活きるのか、何のために活きるのか、価値の向上や資本市場リターンそのものにつながらないのであれば、じゃあ何に有用かということをし少し後半の議論の中で皆様に伺っていきたいなと思っておりますので、ちょっとそういった観点を共有させていただきました。ありがとうございます。よろしくお願

します。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。企業価値向上まで行くのはちょっと難しいにしても、投資家リターンっていう意味では、もう少しその手前がありそうだっていうことですね。大塚さん、まさにこの辺、資本市場でインパクト情報開示やってみたっていうところも踏まえていかがですか。

○大塚委員

はい、やっぱりその本質的にはインパクトを出したことが直接的に資本市場で評価されるってことはなかなか難しく、インパクトを出したことで事業としてプラスの影響がある、だから企業価値が上がるって、やっぱりそのステップは必要なんじゃないかなとは思いますが。ただ、そこが結構やっぱりすぐなかなかできないってところだと思うのですよね。インパクトを出しました、じゃあそれって、ロジックとしては事業にもプラスの影響があるはずなのだけれども、今年プラスが出ますとか、この四半期プラスが出ますみたいな話にやっぱなかなかならず、そうすると、少しやっぱり長期の目線でそこは取り組んでいく必要はあるのではないかという印象は持っています。

あとは 23 ページの話ですね。先ほど環境省さんの方でインプットのところで測っているところであったと思うのですが、IMM のプロセスを回す、そしてそのインパクトのところまで測っていくっていうその方向性としては非常に良いと思います。ただ、インパクトというところを測っていくところっていうのは、その評価にかかる経費っていうものもかなりコストとしてかかっていくので、じゃあ、それに対してそれが逆に言うと、それこそ先行投資の方がかなり大きくなるみたいなことも規模が大きければ充分あり得る話だなと思っていて、方向性としては良いと思うのですけれども、結構時間はかかって慎重にやっていく必要があるなというふうには思った次第です。

○工藤委員

なるほど。あまり厳密にやって大きな負担になると、逆に参入する人が減っちゃうっていうことですね。なるほど。今田さんどうですか。

○今田委員

時間も押しているということなので、簡潔に 2 点大事かなと思う点を申し上げます。まず評価基準に関しては 24 ページのところに IMM プロセスを評価というのがあるので、数年前からできている SDG インパクト基準というのがありますが、そこではその四要素という言い方をします。戦略、マネジメントアプローチ、開示、ガバナンスです。マネジメントアプローチは要するに IMM のことで、それとは別に戦略をちゃんと作っているかと

か、開示をどういうふうに行っているのか、そして IMM プロセスをしっかりと保証する組織としてのガバナンスができてきているのか。こういったところを見ましようというものです。多分複数の方がおっしゃっていますが、なかなかパフォーマンス評価はできないというところでは確認が必要かなと思います。2種類のうちよりハードルが高いインパクト証明書についてですが、先ほどの原口さんのお話が大変説得力あるもので、やはり貢献の按分はできない。評価学においてはアトリビューション問題と言って変化を何に帰属させるのかについて、インパクト・エバリュエーションの世界で長く方法を進化させてきています。多分それをここで要求するわけではないということであれば、これをやったからこれできたのですというパフォーマンス評価をすることは直近の段階では一旦諦めた方が良くはないかという気がしています。

そうすると残るのがプロセスとガバナンスだと思います。プロセスを評価しましょうというのが IMM の部分です。戦略策定の部分もそこに入れても良いのかもしれません、戦略は入り口のところで大事なところなのでそれは別個に見ましようという考え方もあり得ると思います。開示とガバナンスが残って、それを一括りにしてガバナンスの評価と言っても良いのかもしれません。この資料にも 20 ページにガバナンスが出てきますが、これはこの制度のガバナンスのことを言っていると思うので、そうではなくて、組織のガバナンスをしっかりと見るということは、B-Corp に限らず、いろいろな認証基準の中で組織単位で評価するものに関してはそれを入れているので、大事な点かなというふうに思っています。23 ページの議論に行く前に、基本的な要件の整理はした方が良くというふうに思っています。

もう 1 つだけ申し上げたいのは、先ほど増岡さんがおっしゃった、ランドスケープアプローチなり、連携を評価するという非常に大事なところです。IMM という個社単位のものだけを評価するのではなく、そこで誰とどういうふうなエンゲージメント、相手は例えば取引先であったり、消費者であったり、そういうことを評価対象の中に入れる必要があると思っています。農山漁村であるからこそ、個社レベルで何をやっているってだけで終わりにするのではなくて、それが同業他社とか、その消費者・取引先、その他企業にまつわるバリューチェーンのステークホルダーと、どのように連携しているかというところを見ないと、今流行りのまさにシステムレベルでの変化を起こすのはできないというふうに思っています。その辺をうまくこの評価基準の中でも取り入れるということは必要なのではないかと思っています。

○工藤委員

ありがとうございます。最後の点で増岡さんに御指名があります。増岡さん、お願いします。

○増岡委員

今田さんが最初の方でおっしゃっていたガバナンスのところ、私も全く同じで非常に重要

な論点だと思っております、このインパクトの議論をするときに、重要な要素として、インテンショナリティとか、追加性というのは非常に重要だと思っています。その説明は結構難しいですが、やはりこのアクティビティをやったからこそ、このインパクトにつながっていくというところが大事。今までやっていたので、これって後から見たらインパクトにつながるよねっていうような後付けで整理をして、ロジックモデルを作ってみて、それで証明書をもらいに行く、これだと本末転倒かと思います。それこそウォッシュにもつながってしまうということかと思っていますので、全体としてその証明対象の企業のインパクトに関わる取組のガバナンスをどう評価していくか、ここは証明書の要件の中でも非常に重要なところかなというふうに思っております。

あとそのアトリビュション、貢献度のところの考え方を言えるのか言えないかというのも、非常に重要だと思うのですが、ちょっと切り口を変えると、最初に工藤さんもちょうつと言及されていましたが、目的のところで、この取組証明書とインパクト証明書の関係性をどう整理するかというのも、1つの論点かなと思っていて、基本的に取組証明書から入ってくれた人は、その後、インパクト証明書を取ってもらうことを想定するような制度にするのか、それぞれ別のものにするのか。ここはちょっと1つ整理が必要かなと思っております、工藤さんが言及されていた「くるみん」とか「プラチナくるみん」とか取組の高度化を進めていくことでレベルが高いことを証明できるような証明書の位置付けにしていくのか。そういう目的・位置付けの整理というのも1つあるかなというふうに思っております。

あと、金融機関も、この証明書を取得する対象にもなり得ると思っている中で、そうすると、その金融機関による主たる貢献の仕方というのは、資金拠出による間接貢献ということになりますけれども、その場合のその資金拠出について、資金使途アクティビティを特定しているようなファイナンスを想定するのか、あるいは単純なコーポレートファイナンス、企業自体への融資も含めて取得できるような形にするのか、じゃあその場合に誰のロジックモデルを評価対象にするのか、この辺って結構悩ましい話かなと思っております。金融機関側が作るのか、あるいはファイナンスされた企業が作るロジックモデルなのか、あるいは資金使途特定であれば案件なのか。

原口さんもおっしゃっていましたが、サステナビリティリンクローンやポジティブインパクトファイナンスなど、野心性の違いや、企業としての目標かどうかというのはあると思いますけど、一旦インパクト目標のようなものを置くファイナンスツールでファイナンスした案件は、それそのものがこのインパクト証明書の要件を満たしていると言ってしまうのかどうか、その辺の整理は必要かと考えております。

最後に、これは取組の成果の証明ということでもあるかと思いますが、その証明書を取った企業を評価する人の立場に立ってみると、その情報の比較可能性や一貫性というのも非常に重要かと思っております。このインパクト証明書の中で、どこまでそのインパクトを定性、定量的に評価するのか。場合によってはそのアウトカムに記載の成果も企業さんによってはインパクトのように出てくることが多いかと思います。現実的には、特に短期的にはア

ウトカムレベルで指標を置いた方が、より実現可能性がある、フィージブルな目標になっていくかなと思います。それぞれ置かれる指標や水準の比較可能性をどうするのか、取得証明書をたくさん取っている企業が並んだ時にどちらがよい取組をしているのかなど、仮に投資家の場合ですと、どちらの企業がインパクトの創出量が多いのか、それが企業価値にどうつながっているのか、そういう観点でどう比較可能性を作っていくかというのは1つ視点として持っておきたいなというふうに思いました。一旦以上です。

○工藤委員

ありがとうございます。比較可能性のところはおっしゃるとおりかなと思います。このあたりはあとそうですね、金融機関が証明書を受け取る対象にもなり得るってということなのだのと改めて思いましたけれども、原口さんいかがでしょうか。

○原口委員

ありがとうございます。そもそもの話になるかもしれませんが、TNFD もその方法論はSSBJ の中にも多分組み込まれていく予定なのですが、TNFD などに取り組む企業が、この制度を使った時にどう開示に使えるかっていうことを考えると、その支援に対するそのアウトプット・アウトカムがインパクトデータとして、その開示指標の数値として載せられると良いのです。

支援は一生産者に対してじゃなくて、集落みたいなところを支援するイメージをしていますが、農水省が、例えばみどりの食料システムの方で、みどり認定というその環境保全型農業に取り組むような集落を認定するような制度があると思うのですが、例えばシナリオとしてそこがちゃんと営農を続けて6次産業化とかも進めていくってということと、ベースラインは何にするかですが、そこに支援がなくてどんどん衰退していくっていうのをベースラインとすると、相当なポジティブインパクトがあるかもしれない。

その時に支援する事業者によって受け取りたい便益が違って、百瀬さんのところであれば、そこで有機の農産物がずっと安定して供給してもらえる。我々保険会社であれば、そこがしっかり営農して中山間地が維持されることで、水害リスクが低減されとか、あと観光会社であれば、そこが6次産業化で人が集まって、観光ツアーが成立するとか。集落としては同じオペレーションしているんですけど、企業側がもらいたいインパクトが違うのではないかな。それを、色々な手法を使って割と簡便にインパクト量が出してもらえるのであれば、事業者はインパクト証明まで欲しいと思います。我々はこの集落でこうやって活動にコミットして、みんなでランドスケープでやっているこのイニシアチブ（ランドスケープイニシアチブ）に参画しているという証明で、それによって我々はこれだけのリスク低減をできましたというようなことが開示できると、SSBJ の中でも使えるそのメカニズムになるのではないかと思います。

○工藤委員

今おっしゃった意味は、評価としてはランドスケープ単位、集落単位みたいな。

○原口委員

はい、集落単位で全部毎年、毎年データを出す。GIS などいろんな方法論で、なるべく安くやる。農水省さんが毎年整備すればできると思いますし、あとポイントはですね、TNFD ではプライオリティロケーションという考えがあるのですが、全国各地でみんなバラバラに支援するのではなくて、やっぱりそのみどりの認定を出している集落を優先的に関係する企業が支援してくださいみたいな設定にしないと、どこでも支援証明書を出すことに意味があるのかなと思います。農水省の課題意識としては、要は日本の農業のレジリエンスを高めるために、集中的に今までなかった、その企業などのそのリソースをつなげていきたいという考えではないのでしょうか。個別の生産者を支援するのは、それはふるさと納税でもやっているでしょうし、だからやはり集落単位で。そうするとそこでインパクトっていうのはある程度面的に広がりがあるので、比較的簡易な方法でも、測りやすいのではないのでしょうか。

もう1つですね、地銀さんだと多分そういう支援をする企業に対して、コーポレートローンの中で金利優遇は比較的簡単にできると思います。そういうインセンティブはあると思います。プロジェクトベースじゃなくて、コーポレートローンとして割引もできるということです。今後の金利が上がっていく局面では、それは割とインセンティブになり得る可能性はあると思います。

○工藤委員

なるほど、朝日さんどうぞ。

○朝日農村活性化推進室長

すみません。簡潔に面で見ると、個社かっていうことであるとすると、それは今、官民共創を我々は進めているものも、基本的には市町村単位、あるいは集落もあると思いますけども、そういったその市役所さんとかも含めて、その面で、そのソリューションとその農山漁村の全体の課題とっていうのを結びつけるっていう方向でやっていかないといけないと思っていて、そうやってその行政も巻き込んでやっているんで、そういう意味では今おっしゃっていただいたようなその面での取組を、まずその優先的にやるってことは、すごく腑に落ちるところであります。もちろん、その個社に対して何かコミットしたことによって、何か生ずるってこと自体、当然排除はしませんけれども、まさにその面的にという意味では、それは我々としても同じ方向を向いているということでもあります。

○工藤委員

はい。心強いコメントありがとうございます。宮下さんいかがでしょうか。

○宮下委員

先ほどの委員の方からも御発言がありましたけれども、やはり一度証明書を発行した後に、どのような取組を企業が続けていくのか、それをどのように対外的に説明していくのかという開示の継続性は重要な要素ではないかと思います。事務局資料にも記載がありましたが、更新を年に1回行うとすると、1年の間にどのような取組を行ったのか等について、一貫性ある開示を行う体制やプロセスになっているか、そういった観点を評価基準に入れておくことが重要だと思います。インパクト創出はアウトカムも含めて中長期的に結果を出している活動だと思いますので、証明書を取得しましたという最初の時点で開示が終わってしまって、その後いつしか最初のことは忘れてしまったということにならないように、開示の継続性を最初の評価基準の中に入れておかなければならないのではないかと思います。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。まさに開示の継続性っていうのはすごく大事な論点ですね。百瀬さんいかがでしょうか。

○百瀬委員

ありがとうございます。先ほどからいろいろな分野の方に、多方面からお話をお伺いして、企業っていうのはどうした時にこういう証明を取ろうとするのかが知りたいと思いました。インパクト証明を得ることによって、社内外的に訴求力が高くなることが重要なのではないかと思います。

そうすると、消費者は企業がインパクト証明を取得したことを、統合報告書を見なかったら分からないのでは弱いのです。なので、環境ラベルのように企業の製品やサービスなどに付ける、インパクト証明書を取得したことを証明するマークのようなものがあったら、それは誰にでも認識できてインパクトを評価されるのではないかと思います。

例としては、環境省では2008年の洞爺湖サミットの時に設立した、環境先進企業であることを環境大臣が認定したエコ・ファースト企業認証があります。以来17年になりますが、現在100社ぐらい認証企業があり、その認証は環境貢献への先進的取組がなされているという証明になっています。それは金融機関向けとか投資家向けではなくて、一般市民や世の中に評価されることで、企業価値が向上することを狙っているものです。そういう認証ラベルのような形が良いのではないかと思います。それからこのインパクト証明は、何年間有効なのでしょうか。エコ・ファースト認証は5年毎の更新です。ある程度結果が出るまでやり続けること、もし想定した結果が出なかったとしても、ある一定期間は企業が継続すること

で、農山漁村に対して非常に良い影響を及ぼすのではないのでしょうか。以上です。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。まさに最終的に誰にアピールするものかっていうところ、とても大事な観点かなと思いました。川越さん、お待たせしました。お願いします。

○川越委員

はい。簡潔にちょっと2点だけお話したいと思います。先ほど出た開示のところについて、私も本当に重要だと思っていて、その中でどのレベルまで求めるかというところで、要はどこが開示をするのを求めるかというところで、当然企業であったり金融機関であったり、もしかすると行政側、市町村というところだと思うのですが、どこまでのところをその開示をしてもらうようにするかというのと、あと何をっていうところで当然取得しただけではまったく意味がないものになるので、例えば取組証明書であれば、今後の展望っていうのを出すと書かれていますけども、1年とかそれを例えばやった後に事後報告みたいなものを求めるのかとか、あと先ほどアウトプット・アウトカムというところですかね、インパクト証明書ですとそこまでということなので、その部分まで求めるのかというところで、どこと何をっていうところまで開示のレベルを求めるのかっていうのは、ある程度決めておかないと、なあなあになってしまうのかなっていう印象を持っているのが1つ目です。

2つ目が増岡様ですかね、金融機関がこの証明書とかを取られた場合のところで、資金使途については、やはり不特定のものについてもこれを出すというのは結構ちょっと幅広くなってしまうのかなという気がしてまして、やはり農水省様が出されるこういった取組、インパクトの証明書というところになりますので、やはりそこにお金が回るところ、資金使途といったイメージかあれなのですけども、ある程度そこにお金が回るということを担保した形での内容で出さないとちょっと実際のところと、齟齬が生じてしまうような印象を持っているので、そこはそういったところが線引きになるのかなっていう印象を持っています。ということで以上になります。

○工藤委員

はい、ありがとうございます。まさに開示の中身っていうところも多分かなり評価基準の大事なポイントです。ありがとうございました。ちょっと時間オーバーしてしまってますいません。多分、すごくいろんな重要なインプットがあったかなと思っていて、1つはそのやっぱり継続性とかマネジメント高度化を促すような仕組み、単発で取って終わりっていうよりは、それがその組織にちゃんと根付いて、取組が継続するような、促すような、そういう評価基準というところが大事だよねっていう話と、一社の個別のインパクトっていうよりは、集落単位とか連携とか面で捉えるみたいなのがすごく重要なインプットだったかなと

いうふうに思います。一旦事務局の方にお戻しします。

○事務局 種田

はい、ありがとうございます。貴重なお考えや御示唆ですね、たくさんいただきました。ありがとうございます。

それでは続きまして、取組証明書制度に関してということで、EY ストラテジー&コンサルティング様から御説明をいただきたいと思います。少し時間押しておりますので簡単に御紹介いただきたいと思います。

○事務局 松本

リディラバ様とともに事務局を務めております EY ストラテジー&コンサルティングの松本と申します。本日は2つの制度、取組証明書とインパクト証明書のうち、取組証明書については少し詳細に考えているところがございますので、そちら御説明させていただければと思います。

まず、こちらのスライドについてなんですけれども、取組証明書の概要を整理させていただいたものでして、この背景とか、このあたりについては、今まで御説明があったとおりですし、ディスカッションしていただいた部分ですので、割愛をさせていただこうと思っています。特にこの申請と審査方法というところについて、簡単に触れたいかなと思っています。

取組証明書を出してもらおう際の申請書類っていうところについては、証明書の発行申請書、取組の事実を証明する書類、関係機関・関係個人による取組証明書の3点を想定しております。証明書の発行申請書は、いわゆる様式と呼ばれるもので、取組の概要や、詳細やロジックモデルなどを記載していただく想定でございます。2つ目の取組の事実を証明する書類というところで、先ほどお金の資金用途を出してもらったほうが良いのではないかみたいな話もありましたけれども、こちら自由様式として出してもらうものになるのですけれども、例えば対外的なレポートや、報告書、資金用途が分かるようなものを提出いただくようなイメージでございます。

関係機関・関係個人による取組証明というものは、これは実施主体、今回出したものは申請者ではなくて、取組をやっていただいて、取組をやった地域の関係者の方にこういう取組を実際にやってもらいましたというものを書いてもらうようなもので、こういった書類によって、やった事実などをしっかりと提出いただくというようなことを想定しております。

審査観点についても、先ほど色々とコメントございましたけれども、現時点で考えておりますのは、以下の2観点となっております。取組が実際に実施されているのかどうかっていうところと、その取組が農山漁村の課題解決及びインパクトにつながり得るかというところで、2点目のところが少しまだこれから詳細を詰めていく必要があるのかなというところではございますが、今2つの観点で考えておりますところです。

今後のスケジュールについてなんですけれども、こちらまだ想定のところにはなっておりますが、10月の1日から11月の28日の2ヶ月間を申請の受付として、その間で1回説明会を挟みたいと思っております。その後12月、1月、2月の審査をへて証明書を発行し、最終的に3月頃、何らかのイベントで発行された企業を公表して、この取組証明書の周知も含めて、こういったイベントで広めていきたいというふうに考えております。

こちらのページが取組証明書の掲載項目や、デザインっていうのを書かせていただいたものになっております。こちら申請書類から情報を引き出して事務局にて作成をする想定でございます。基本情報、実施者情報、取組内容、今後の展望・その他の4項目に分かれているのですけれども、こちらの上段の3つのみを取組証明書の本紙として、農林水産省様が証明をする部分として、こちらの3つを考えております。一方で今後の展望・その他ということについては、詳細な審査というか、確認はしないのですけれども、こちらは事業者様の自由記載として、別紙として裏面とかに書かせていただくような想定をしております。

最後に今回対象となるアクティビティについて御説明をしたいと思います。基本的に最初に朝日様から言及があったとおり、前年度に作成をしました農山漁村インパクト可視化ガイドンスというものにおいて、農山漁村に関わるアクティビティがある程度、網羅的に整理されていますので、こちらの分類に沿って分類にある25のアクティビティを対象としているようなものになっております。

審査に当たっては、個別の内容をしっかりと確認することが前提ではあるのですけれども、こちらの25のアクティビティに該当するものっていうものは前年度で整理したのになりますので、ある程度農山漁村の課題解決やインパクト創出につながる可能性が高いものと考えて、それを前提に置いて審査を進めていく想定でございます。一方でこの範囲に含まれないアクティビティについても出てくる可能性もございますので、それは事務局にて随時検討を行う想定ですし、必要に応じて委員の皆様には御意見を伺っていければと思っております。

また、農山漁村インパクト可視化ガイドンスには、この25のアクティビティ種別ごとにロジックモデルの例っていうのを掲載しておりますので、事業者の皆様にはそれを参考にしながら、今回ロジックモデルをしっかりと見ていくっていうところではないのですけれども、やっぱりそこを作っていただき、考えていただく、経験していただくものと考えております。説明は以上となります。

○事務局 種田

それでは委員の皆様、松本さんの御説明に関して何か御質問や、コメント、御助言ございましたら、ぜひお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤委員

前提として今日の議論を踏まえて、また申請書の内容とかに反映されるっていう、そうい

う理解ですかね。

○事務局 種田

はい、そのとおりです。ただ、今日お時間もありませんので、また別途コメントいただくような形も想定しています。すいません、大塚さん、増岡さん、挙手いただいております。それでは大塚さんからお願いできますでしょうか。

○大塚委員

すいません、これ結構スケジュールがもうすぐ始まるのだなというふうには見て思っておったのですが、一応その 25 のロジックモデル作ったので、当てはまるものを含めて申請してもらったらほぼノーチェックで証明書は出しますよっていうなんかそういう御説明で合っていますか。

○事務局 松本

この 2 観点で言うと、この 2 つ目のところについては、基本的には達成しているものと捉えられるかなと思っているのですが、じゃあその取組が実際に実施されているのかどうかというところについてはしっかりと確認する必要があるかなと思っていますので、こちらは確認します。

○大塚委員

ああ、そういうことなのですね。わかりました。いや、なんか多分、うちの会社 100 枚ぐらい出せる気がするのですよ。多分、NTT 東日本さんも 20 ぐらい出せるような気がするのですが、これプロジェクト単位ってということなのですね。

○事務局 松本

そうですね。基本的にはプロジェクト単位で、地域というか、例えば同じ別の地域で同じようなプロジェクトをやっている、地域ごとに出してもらおうというような想定でおります。

○大塚委員

なるほど、分かりました。そうすると一個って選べるって言われるとどうだろうってなるし、全部出せって言われていっぱいあるし、かつそのいっぱい出した時に何か良いことがあるのかみたいなこともよく分からないので、やっぱりインセンティブ設計含めて、もうちょっと議論しても良いのではないかなと感じた次第です。

○事務局 松本

ありがとうございます。そちらについてのインセンティブとともに議論いたします。

○事務局 種田

ありがとうございます。増岡さん、お願いいたします。

○増岡委員

ありがとうございます。非常に限定的なケースについての御質問になるかもしれませんが、最終的にはインパクト創出にかかる証明書の制度が想定されている中で、結構、企業・金融機関が活発に取り組んでいるのがカーボンクレジットに関する取組だと思います。森林整備だとか、あとそのシースケープに関連するそのブルークレジット、ブルーカーボンなどで、特にブルーの場合は結構漁協さんや地域住民など、いろんなステークホルダーが連携して地域の取組として取り組まれている場合も多いと思います。その取組自体は多分、その地域の農山漁村におけるインパクトにつながっていくと思うのですが、そこで出てくる環境価値、例えば GHG の吸収とか削減について、仮にカーボンクレジット化され、販売されて、その環境価値を主張できる権利が移転された場合というのは、このインパクト証明書の対象から落ちるのか、証明書が取り消されるのかといった点について最初のところの考え方で整理しておく必要があるのではと思っております。クレジット化して販売すると、その環境価値を主張する権利は自分にはなくなると思いますので、それが農山漁村ではない人に移る場合に、その環境価値についてインパクト証明書や取組証明書を取得していた人というのは、引き続きそれを主張できるのかどうなのか。ちょっと気になりましたので今後の議論の1つ論点として、コメントさせていただきました。

○事務局 松本

コメントいただきありがとうございます。すみません、そうですね、そちらについても検討を進めてまいります。この段階ではお時間もございますので、後ほど検討して、また結果をお伝えいたします。

○事務局 種田

ありがとうございました。本日は時間が押しておりましたので全ての委員の皆様には御意見を頂戴できなかったですけども、また検討会の後にもですね、メールなどで適宜コメントなどいただけたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後ですね、今後のスケジュールと閉会の御挨拶ということで農水省の朝日様からお願いいたします。

○朝日農村活性化推進室長

皆様、今日はどうもありがとうございました。

まず今後のスケジュールでございます。最初にお話をしたとおりでありますけれども、今

日第1回検討会がありまして、それを踏まえまして、取組証明書についてはですね、今後検討会の個別にちょっと今宿題もいただきましたので、ちょっと検討した後ですね、10月、11月に取組証明書の募集期間、審査期間として12月から1月、そして年度内にですね、証明書の交付ができるような形で、まずちょっと裾野を広げていくということを考えておったところであります。

またそういった中で、そのインパクトの創出につながる方ですね、そのより厳しいところの方につきましては、さらにその第2回ですね、そのインパクト証明書におけるインパクト IMM プロセス評価方法の詳細の検討ですとか、個別の企業の具体例の実証とか IMM プロセスの評価方法とか、最終的にはインパクトの募集・評価体制等々について検討していきたい、そしてそれを踏まえて、証明書の発行についてマニュアルをまとめるとかですね、インパクト証明書発行開始に向けた検討及び発行体制の整備というのを7年度中に実施するというところを検討していたところでございます。

一方で、今日の議論を踏まえますと、なかなかその企業価値の向上につなげていくのは難しいという御意見もある一方で、その取組の証明、プラスアルファでさらにそのインパクト、なかなかそのインパクトの証明というのをどういう体制でやっていくかっていうのはあると思いますけれども、アウトカムとか、インパクトにつながるところまでのものを評価していくということについては、それを前提にそれはあってもいいのではないかという前提で議論が進んでいたような気もしておりますので、そこについてはですね、そう受け止めてやっていきます。

また、リスク低減に資することが証明できるのであれば、数字等々もですね、示せるのであれば、それを使われるのではないかという御意見もあったので、また統合報告書ですとか IR プロセスなんかの一助になるのではないかという御意見もあったと思うのですが、改めてそうなった時に、どういうその仕分けというかですね、取組証明書は主にどこまでのもので、それでインパクト証明書はどこまでのもので、御意見もありましたが、その2つはどう接続するのかっていうですね、その前後関係等々、もう少し整理する必要があるかなと思っておりますので、そこについてはまたよく整理した上で、また、第2回の検討会に諮らせていただきたいと思いますと思っております。

本日はですね、また取り消しの議論等々もございましたので、そこについても非常に重要な論点だというふうに理解しておりますので、そこをどう確認していくのかということも含めてですね、またちょっと検討していきたいと考えております。

本日はですね、お忙しい中、皆様に集まっていただきましてありがとうございます。非常にですね、示唆に富む御意見をいただきましたし、なかなか難しい分野であるなというふうに思っておりましたけれども、せっかくやるのであれば使うものにしたいと思っておりますので、これまた少しちょっと検討して皆様の御意見をよく聞いてですね、意味あるものにしていければと思っておりますので、引き続きですね、検討会続きますけれども、皆様の御協力、御指導をいただければと思っております。本日は長い時間お付き合いいただきまして

ありがとうございました。

○事務局 種田

ありがとうございました。はい。それでは、ちょうどお時間となりましたので、こちらで第1回の検討会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後6時00分 閉会